

二松學舎大学人文学会会則

第一条 本会は二松學舎大学人文学会と称する。

第二条 本会は事務局を二松學舎大学文学部に置く。

第三条 本会は人文学に関する研究・発表の推進並びに会員相互の親睦を計ることを目的とする。

第四条 本会は国語国文学部会、中国学部会、都市文化デザイン部会及び人文学部会をもって構成する。

第五条 本会は左の事業を行う。

一、年一回の總會並びに年二回以上の研究発表会の開催。

二、年一回以上の講演会の開催。

三、研究機関誌『人文論叢』及びその他の出版物の発行。

四、その他本会の目的を達成するための事業。

第六条 本会の会員は次の三種類とする。

一、通常会員

1、教職員会員

ア、二松學舎大学文学部・同大学院文学研究科の専任教員。

イ、二松學舎大学国際政治経済学部

に所属する教員で入会を希望する者。

ウ、二松學舎大学附属高等学校及び附属柏中学校・

高等学校の教員で入会を希望する者。

エ、二松學舎大学文学部、同大学院文学研究科の卒業または修了したもので入会を希望する者。

イ、二松學舎大学大学院研究生で入会を希望する者。

2、一般会員

ア、二松學舎大学文学部、同大学院文学研究科の卒業または修了したもので入会を希望する者。

イ、二松學舎大学大学院研究生で入会を希望する者。

ウ、二松學舎大学文学部、同大学院文学研究科の交換留学生で入会を希望する者。

エ、上記以外の者で入会を希望する者。（ただし、入会に当っては会員による紹介と会長の承認を必要とする。）

二、学生会員

ア、二松學舎大学大学院文学研究科在籍者。

イ、二松學舎大学文学部在籍者。

第七条 会員は研究発表会、研究機関誌に於いて研究を発表することができ、研究機関誌等の定期刊行物の配布を受けることができる。

第八条 本会には次の役員及び委員を置く。

一、役員

1 会 長 一名

2 運営委員長 一名

3 研究委員長 一名

4 編集委員長 一名

5 監 事 二名

二、委員

- 1 運営委員 若干名
 - 2 研究委員 若干名
 - 3 編集委員 若干名
 - 4 会計委員 二名
 - 5 学生委員 若干名
- 第九条 一、会長は二松學舎大学文学部長及び文学研究科長の互選による。

二、役員及び委員は教員会員より選出する。ただし、会長の指名により賛助会員に委嘱することができる。

三、運営委員長は委員の互選により選出する。

四、研究委員及び編集委員は運営委員長を除いた委員より選出する。

五、運営委員は研究委員会及び編集委員会のうちより選出する。

六、会計委員は通常会員より会長がこれを委嘱する。

七、学生委員の選出の方法については別に定める。

第一〇条 一、運営委員会は会長・運営委員長及び運営委員によって構成する。ただし、会計委員を含むことができる。

二、研究委員会は研究委員長及び研究委員によって構成する。

三、編集委員会は編集委員長及び編集委員によって構成する。

第一一条 一、会長は本会を代表して会務を統べる。

二、運営委員会は本会の運営に関する会務を行う。

三、研究委員会は研究発表会、その他の研究に関する業務を行う。

四、編集委員会は本会の研究機関誌等の定期刊行物、その他出版物の編集発行に関する業務を行う。

五、会計委員は本会の会計に関する業務を行う。

六、監事は会計監査を行う。

第十二条

一、役員及び委員の任期は二年とし、重任はさまたげない。ただし、連続して二期をこえることはできない。

二、役員及び委員が欠けた場合はただちに補充しなくてはならない。ただし、その際の任期は残任期間とする。

第十三条

一、本会の総会は、毎年度頭初に開かねばならない。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に総会を招集することができる。

二、総会は次の事項について審議し、承認する。

1 当該年度の事業計画及び会計予算。

2 前年度の事業報告及び会計決算報告。

3 役員及び委員の選出と承認。

4 会則の改正。

5 その他本会の運営・組織に関する重要事項。

三、総会の決議は、出席者の過半数を得て成立する。ただし、会則の改正については出席者の三分の二以上の賛同を必要とする。

第十四条 会費の額は、年額三〇〇〇円。ただし、学生会費、交換